

相 談 事 例

ID：02-02-018

相談タイトル

外構、エクステリア製品の仕上がり不良について

Q：ご相談内容

エクステリア製品の「デッキ」の仕上がり不良や花壇(菜園)の土の量・質の相違など各所に不良、不具合箇所がある。
エクステリア業者に外構を依頼。テラスのビスの止め忘れ、花壇の土の量が少なく、土に混ぜ物があるなど、仕上がり不良なところが多々ある。
このような工事を行う業者を取り締まってもらえるところはないのか。請求書の内訳に書かれているが、実際と異なるのは詐欺ではないか。警察に言えば良いのか。

A：回答

当事者間の「工事請負契約」における諸問題とすることですと、公の機関が公権力を行使する形で是正等を行う事はありません。施工業者の現場の担当者が対応してくれないということであれば、その上司や代表者などより責任のある者に連絡し対応を促してはとを考えます。
詐欺罪ではないかとのことですが、詐欺罪を構成する要件もありますので、家族の中で相談をしたり、場合によっては弁護士に法的な相談をしていただくのが良いと考えます。